

1	<b>知識等習得コース【仕様書】</b>	
2	第1章 知識等習得コース（共通事項）	2
3	第1 訓練定員	2
4	第2 訓練開講（開始）	2
5	第3 総訓練設定時間及び訓練期間	2
6	第4 応募に関する要件	2
7	第5 委託費の支払いについて	3
8	第6 契約期間について	4
9	（就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者の就職状況の確認制度について）	4
10	第2章 知識等習得(介護分野等)コース	6
11	第1 目的	6
12	第2 訓練コースの設定	6
13	第3 委託費等に係る留意事項	7
14	第4 職場見学等の確認方法	7
15	第5 職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い	8
16	第3章 知識等習得（デジタル）コース	9
17	第1 目的	9
18	第2 訓練内容等について	9
19	第3 委託費等に係る留意事項	11
20	第4 資格取得率及び職場実習の確認方法	12
21	第5 デジタル職場実習受講中の事故発生に備えた取扱い	13
22	第4章 知識等習得（母子家庭の母等）コース	14
23	第1 訓練対象者	14
24	第2 訓練内容	14
25	第3 総訓練設定時間及び訓練期間	14
26	第4 委託費等に係る留意事項	15
27		
28		

29 知識等習得コース

30 求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための座学を主とする訓練コース

31 第1章 知識等習得コース（共通事項）

32 知識等習得コースの内、各訓練内容に別途記載がない限り以下に記載のとおりとする。

33 第1 訓練定員

34 30名以内 ※下限なし。様式3に「最小開講可能定員数」を記載すること。

35

36 第2 訓練開講（開始）

37 令和7年6月～令和8年1月

38 ※令和7年度内で訓練修了すること。

39 ※母子家庭の母等コースについては、準備講習を令和7年12月までに終了すること。

40

41 第3 総訓練設定時間及び訓練期間

42 (1) 総訓練設定時間

43 300時間（1月当たり100時間）を標準であること。

44 (2) 訓練期間

45 3か月を標準とし、6か月以下とする。習得が必要な技能の内容等に応じ設定し、3か月を超える場合は、その必要性について様式7を添付すること。

47 （6か月訓練コース例 介護職員実務者研修，基本情報技術者試験等）

48

49 第4 応募に関する要件

50 これまで受託された機関で、知識等習得コースについて、直近の実績(R5,R4)において  
51 下記の式により得られる就職率（非正規雇用含む）が2回連続して35%未満となった場  
52 合で、同種の訓練コースを設定する場合には、委託の対象としない。※就職率は訓練修了  
53 3か月後の数値である。

54 
$$\text{就職率} = (\text{中退就職者数} + \text{訓練修了後就職者数}) \div (\text{中退就職者数} + \text{修了者数}) \times 100$$

55 上記就職率の算定に係る就職者については、次ページに定める対象就職者に準ずる

56 第5 委託費の支払いについて

57 委託費は、以下の訓練実施経費と就職支援経費の和により算出する。

①訓練実施経費※1	単価上限 50,000 円×受講者数×支払対象月数
②就職支援経費※2	単価上限 20,000 円×受講者数×対象月数※3

58 単価について、1か月当たりの訓練設定時間が100時間未満のものにあつては、訓練設  
59 定時間/100の割合で按分する（1円未満の端数は切り捨て）。

60 その他、中途退校等による早期終了がある場合、本要領「第5 委託費の支払いにつ  
61 いて」を準用することによって得た額とする。

62

63 ※1 訓練実施経費について

64 委託費の単価を1人当たり月3千円引き上げるについて検討中である。なお、  
65 これは厚生労働省の令和7年度概算要求内容として示されたものであり、今後、予  
66 算編成過程において金額の変動があり得ることに留意すること。

67

68 ※2 就職支援経費について

69 訓練生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額

70 訓練期間が1月を超えるものを対象とする。

71 就職支援経費就職率に応じて以下の通り単価が変わる。

就職率 80%以上	20,000 円
就職率 60%以上 80%未満	10,000 円
就職率 60%未満	0 円

72

73 就職支援経費就職率の算出等について

74 ◆就職率 = 対象就職者/(修了者+対象就職者のうち就職の為の中退者) × 100

75 ◆対象就職者・・・訓練修了後3か月以内（訓練修了日の翌日を起算日として当該起算  
76 日が属する月の翌々月の応答する日の前日まで）に就職（就職の為の中退者を含む）  
77 又は内定した者のうち、「雇用期間の定めなし」又は「4か月以上（雇入れの日から起  
78 算して120日以上）」の雇用期間の雇用契約により雇入れられた者及び自営を開始  
79 した者。

80 上記に加えて、週の所定労働時間が20時間以上であること。

81 なお、雇用形態や就職先によって下記書類の提出が必要となる。

82 ・雇用形態が正社員でない場合（自営業を含む）

83 →雇用契約書や法人設立届出書又は個人事業開廃届の写しなど

84 ・委託先機関又はその関連事業主に雇用された場合

85 →雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後

86                   に安定所長から事業主に交付) の写し及び雇用契約書又は労働条件通知書の写  
87                   し

88                   ◆上記就職率の算定方法等については、国の実施要領等に変更があった場合、取扱に  
89                   についても変更となる。

90  
91                   ※3対象月数について

92                   ◆就職支援経費に係る対象月数については、訓練月数を上限とする。ただし、6月  
93                   を超える訓練であっても終了月を含む直前6月のみとする。対象月のうち支払対  
94                   象月に該当しない月は、対象月数から除くこととする。

## 96 第6 契約期間について

97                   (就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者の就職状況の確認制度について)

98  
99                   令和6年度より、下記の条件を満たした場合に就職状況が追跡困難又は未回答(以下「追  
100 跡困難等」という。)となっている訓練修了者の就職状況の確認制度(以下、確認制度)  
101 を利用できることとなりました。

102                   昨年度実施の公募時には確認制度の案内ができなかったため、契約締結時に確認制度  
103 を利用するかしないかを選択していただき、制度を利用する場合は、契約期間を訓練終  
104 了後130日以内に設定、利用しない場合は100日以内で設定する取扱いとしていま  
105 しました。※就職支援経費の支払い時期に影響があります。

106                   しかし、本公募においては、企画提案書提出時に確認制度を利用するかしないかを選  
107 択していただきます。

108  
109                   〈確認制度利用の流れ〉

110                   (1) 委託先機関は、就職状況が追跡困難等となっている訓練修了者について就職支援  
111 経費の対象となる就職の有無を安定所の保有する情報により確認を希望する場  
112 合、就職状況報告書の回収率が80%以上の場合かつ以下の①、②のいずれかに  
113 該当する場合に限り、職業能力開発校を通じて安定所に照会することができる。

114  
115                   ①就職支援経費就職率が60%未満であり、確認を希望する者が就職支援経費の  
116 対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が60%以上となる場合

117                   ②就職支援経費就職率が60%以上80%未満であり、確認を希望する者が就職  
118 支援経費の対象就職者に該当すると、就職支援経費就職率が80%以上となる  
119 場合

120  
121                   照会を希望する場合は、訓練終了日の翌日から起算して100日以内に、就職状

122 況の暫定的な把握結果を職業能力開発校へ報告し、この際、確認を希望する訓練修  
123 了者が追跡困難等となった経緯に係る報告書を併せて提出すること。

124

125 (2) 職業能力開発校は、追跡困難等となった訓練修了者の就職状況を安定所に確認の  
126 上、就職支援経費の対象となる就職の有無を、委託先機関に回答する。

127

128 (3) 委託先機関は職業能力開発校からの回答を踏まえ、訓練修了日の翌日から起算し  
129 て130日以内に、最終的な就職状況の把握結果を再報告すること。

130

131 ※安定所に照会しない場合や、照会した結果修正が無い場合でも、暫定報告と同内容  
132 で最終報告を行うこと。

133

134 <就職状況報告書の回収率>

135 就職状況報告書の回収率 =  $(a + b) \div (c + b) \times 100$

136 a : 修了者のうち就職状況報告書が提出された者の数

137 b : 中退就職者数

138 c : 修了者数

139

140 **第 2 章 知識等習得(介護分野等)コース**

141 **※介護分野及び障害福祉分野の訓練に係る特例**

142 **第 1 目的**

143 介護未経験者等に対して、介護分野等の事業所における職場見学、職場体験、職場実  
144 習(以下「職場見学等」という)を訓練カリキュラムに盛り込んだ職業訓練コースを実施  
145 することにより、離職者の再就職及び人材不足が顕著な介護分野等における人材確保  
146 を促進することを目的とする。

148 **第 2 訓練コースの設定**

149 (1) 訓練内容について

150 訓練期間は 2 か月以上 6 か月以下とし、以下のいずれかに該当する研修が含まれ  
151 る職業訓練を実施するものであること。また、1 月当たりの訓練設定時間は、100 時  
152 間を標準とすること。以下の研修を実施する場合、都道府県知事の指定を受ける必要  
153 があります。本要領「第 4 各訓練コースに係る事項」の介護福祉訓練における留意  
154 事項をご確認ください。

155 イ. 介護職員初任者研修

156 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定す  
157 る介護職員初任者研修課程の研修

158 ロ. 生活援助従事者研修

159 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 第 1 項に規定す  
160 る生活援助従事者研修課程の研修

161 ハ. 居宅介護職員初任者研修

162 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚  
163 生労働省告示第 538 号)第 1 条第 1 項第 3 号に規定する居宅介護職員初任者研修

164 ニ. 介護福祉士実務者研修

165 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 5 号に規  
166 定する介護福祉士の資格取得を目指し介護等の業務に従事している者(実務者)の  
167 為に行われる研修

168

169 (2) 職場見学等の実施

170 イ. 職場見学等の設定

171 複数(2 箇所以上)の施設における職場見学等を実施すること。

172 ①同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を行った場合や同一施  
173 設内で複数の介護サービスや障害福祉サービスについて職場見学等を行った場合は

174 それぞれを1箇所としてカウント  
 175 ②複数のサービスを一体的に提供する施設(小規模多機能型居宅介護事業所等)につ  
 176 いては原則として1箇所とカウント。

177 ロ. 職場見学等の実施時間  
 178 総訓練設定時間のうち、職場見学等の実施時間(合計)は、6時間以上とすること。

179 ハ. 職場見学等の実施方法  
 180 職場体験及び職場実習は、介護分野等の事業所の現場で実施するものであるが、職  
 181 場見学のみはオンラインで行うことが可能である。

182 ※職場見学をオンラインで実施する場合は、本要領「第20 参考資料(参考5)」  
 183 を準用する。

### 185 第3 委託費等に係る留意事項

186 第1章で定める委託費に、職場見学等推進費を加えて算出すること。

①職場見学等推進費※1	単価	10,000円×入校者数
-------------	----	--------------

187 ※1 職場見学等実施率が80%以上の場合のみ支給する。

188 <職場見学等実施率>

189 職場見学等実施率 =  $(b + c) \div (a + c - d) \times 100$

- 190 a : 修了者  
 191 b : 修了者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者  
 192 c : 中途退校者のうち2か所以上かつ6時間以上職場見学等に出席した者  
 193 d : 修了者のうちやむを得ない理由により2か所以上又は6時間以上職場見学等  
 194 に出席できなかった者

### 194 第4 職場見学等の確認方法

195 (1) 職場見学等

196 イ. 公募時の確認

197 職場見学等実施計画書(様式9又は準じた任意様式)を提出し、本章第2(2)を満  
 198 たすことを確認すること。

199 ロ. 訓練終了後の確認

200 受入先事業所確認票を作成し、受入先事業所の確認を受けること。訓練終了後、  
 201 職場見学等実施報告書を提出すること。提出にあたっては、内容について訓練生の  
 202 確認を受けたことが分かる書類(受講者確認票)及び受入先事業所確認票を添付す  
 203 ること。

204 第5 職場見学等受講中の事故発生に備えた取扱い

205 職場見学等を実施中の訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償責任  
206 に対する民間保険への加入を義務づけるものとする。ただし、オンラインで行う職場  
207 見学のみを実施する場合はこの限りでない。

208

209 第3章 知識等習得（デジタル）コース

210 ※デジタル分野の訓練に係る特例

211 第1 目的

212 年代・職種を問わず、様々な人材がデジタルリテラシーを身につけ、デジタル技術を  
 213 利活用できるようになることは重要であることから、ソフトウェア開発や WEB プログ  
 214 ラミング、ネットワーク構築、システム運用管理、ネットワークセキュリティ対策、  
 215 WEB デザイン等（以下、「デジタル分野」という。）に係る技能等を付与する訓練を実  
 216 施する委託先機関に対して、資格取得率及び就職率の要件を満たす場合は、第1章の  
 217 委託費の他、デジタル訓練促進費を支給する。また、訓練カリキュラムに職場実習を組  
 218 み込む場合は、デジタル職場実習推進費を支給することによって、デジタル分野の訓練  
 219 コースの設定を促進し、デジタル分野における人材の質的・量的な確保を図ることを目  
 220 的とする。

222 第2 訓練内容等について

223 下記に定めるデジタル資格コース及びデジタル職場実習実施コースについて、本仕  
 224 様書第4章の母子家庭の母等コースと組み合わせて実施することができる。また、デ  
 225 ジタル資格コースについては別の仕様書に定めるeラーニングコースと組み合わせ  
 226 て実施することも可能である。

228 (1) デジタル資格コース

229 下記イのいずれかの資格の取得を目指すコースとするが、双方の資格の取得を目  
 230 指すコースとしても差し支えない。ただし、この場合の第3で定めるデジタル資  
 231 格コースに係るデジタル訓練促進費は、訓練の仕上がり像等を踏まえ、いずれか  
 232 の資格に基づくもののみを対象とする。

233 イ. 取得を目指す資格

234 ① IT スキル標準（ITSS）レベル1以上の資格

235 NPO 法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSS のキャリアフレー  
 236 ムワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものの資格取得を目指  
 237 す訓練コースとし、訓練生募集案内等に明記するものとする。なお、複数の資  
 238 格の取得を目指す訓練コースも設定可能とする。

239 ② Web デザイン関係の資格

240 下記に該当する資格の取得を目指す訓練コースとし、訓練生募集案内等に  
 241 明記するものとする。なお、複数の資格の取得を目指す訓練コースも設定可能  
 242 とする。

243

デザイン分野の資格名
WEBクリエイター能力認定試験 (エキスパート)
Illustratorクリエイター能力認定 (エキスパート)
Photoshopクリエイター能力認定 (エキスパート)
Web検定 (デザイン、ディレクション、プロデュース)
CG-ARTS 検定 (CGクリエイター検定 (エキスパート)、Webデザイナー検定 (エキスパート)、画像処理エンジニア検定 (エキスパート)、CGエンジニア検定 (エキスパート)、マルチメディア検定 (エキスパート))
アドビ認定プロフェッショナル (Photoshop、Illustrator、Premiere Pro)
ウェブデザイン技能検定 1～3級

244

245

ロ. デジタル訓練促進費の支払対象

246

デジタル訓練促進費は、下記①及び②に定める要件を満たす訓練コースを対象とし、本章第3により計算される額を支給する。

247

248

249

① 資格取得率

250

上記イ①の資格は資格取得率が 35%以上の訓練コースとし、上記イ②の資格は資格取得率が 50%以上の訓練コースとする。

251

<資格取得率>

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{訓練修了者} + \text{就職の為に中退した新規資格取得者}} \times 100$$

※訓練コースの目標に設定された資格について訓練開始日以降で、かつ訓練終了日の翌日から起算して3か月以内(就職の為に中退した者については中退日まで)に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数える。また、就職のために中退した新規資格取得者は、対象就職者であることを要しないが、雇用期間が1箇月未満の雇用契約による就職者は除く。

なお、訓練コースの目標に設定された資格の全てを既に取得している者が、当該訓練コースを受講した場合は、資格取得率の算定から除外することとする。

252

253

② デジタル訓練促進費就職率

254 第1章第5の就職支援経費就職率の算定方法と同様の方法により算出する「デ  
255 ジタル訓練促進費就職率」が70%以上の訓練コースとする。

256

257 (2) デジタル職場実習実施コース

258 イ. 職場実習の設定

259 ロ. デジタル分野の訓練カリキュラムに職場実習を組み込むこと。職場実習の期間

260 2週間以上1か月未満とし、設定時間は週5日、1日5時間を標準とする。た

261 だし、組み込んだ職場実習の時間を含めても、訓練期間が3か月未満の訓練コー

262 スには、デジタル職場実習推進費は支給しない。なお、オンラインでの職場実習

263 の実施は認められない。

264 ハ. 職場実習先に関する事項

265 職場実習を行う実習先は、訓練実施機関とは別の企業を原則とするが、訓練実施

266 機関が、職業訓練以外にデジタル分野の事業を実施している場合は、訓練実施機関

267 と実習先が同一企業となっても差し支えない。

268 また、実習先の企業は、次に定めるところにより、訓練生を取り扱うこと。

269 ① 訓練に関係のない業務に従事させないこと。

270 ② 訓練が作業を伴う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基  
271 準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いとすること。

272 ③ 時間外、夜間、泊まり込み等による訓練を実施しないこと(ただし、当該職種  
273 において、夜間の就業が通常である等特に必要である場合を除く。)

274 ④ 当該実習は訓練であることから、訓練期間中について、訓練生への金銭の授受  
275 は行わないこと。

276

### 277 第3 委託費等に係る留意事項

278 第1章の委託費に加え、デジタル訓練促進費又はデジタル職場実習推進費を加えて算出  
279 する。併給も可能とする。

①デジタル訓練促進費※1	単価上限 10,000 円×受講者数×対象月数
②デジタル職場実習推進費※2	単価上限 20,000 円×入校者数

280

281 ※1 本章第2(1)ロを満たした場合のみ支給する。対象月数は、訓練の全期間とする。  
282 ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月  
283 を対象月数から除くこととする。

284 中途退校等による早期終了日がある場合、本要領「第5 委託費の支払いについ  
285 て(5)」を準用することによって得た額とする。

286 なお、1月当たりの訓練設定時間が100時間未満のもの(祝日、お盆及び年末

287 年始の休校日が該当することにより100時間未満となる場合を除く。ただし、母  
 288 子家庭の母等コースとして実施する場合は訓練設定時間が80時間未満のもの、e  
 289 ラーニングコースとして実施する場合は1月当たりの訓練設定時間が54時間未満  
 290 のものとする。)にあっては、上記の金額を訓練設定時間の割合で按分する。その他、  
 291 支払いについては本要領「第5 委託費の支払いについて」を準用することによっ  
 292 て得た額とする。

293 また、デジタル訓練促進費は資格取得率及びデジタル訓練促進費就職率の確定後  
 294 に支払う。

295

296 ※2 本章第2(2)を満たし職場実習出席率が80%以上の場合のみ支給する。

297

<職場実習出席率>

298

$$\text{職場実習出席率} = (b + c) \div (a + c - d) \times 100$$

299

a : 修了者

300

b : 修了者のうち第2(2)に定める職場実習に80%以上出席した者

301

c : 中途退校者のうち第2(2)に定める職場実習に80%以上出席した者

302

d : 修了者のうち、職場実習の実施日における出席率が80%未満である者であっ

303

て、やむを得ない理由による欠席日を算定対象から除いて算出した場合に、

304

当該率が80%以上となる者

305

306

#### 307 第4 資格取得率及び職場実習の確認方法

##### 308 (1) 資格取得率

309 訓練終了後、訓練終了日の翌日から起算して100日以内に資格取得状況報告書  
 310 を提出すること。

311 提出にあたっては「資格取得証書」の写しを添付すること。

##### 312 (2) 職場実習

###### 313 イ. 公募時の確認

314 実施計画書(様式9又は準じた任意様式)を提出し、本章第2(2)を満たすこと。

###### 315 ロ. 訓練終了後の確認

316 受入先事業所確認票を作成し、受入先事業所の確認を受けること。訓練終了後、  
 317 報告書を提出すること。提出にあたっては、内容について訓練生の確認を受けた  
 318 ことが分かる書類(受講者確認票)及び受入先事業所確認票を添付すること。

319

320 第5 デジタル職場実習受講中の事故発生に備えた取扱い

321 デジタル職場実習を実施中の訓練生による受入先事業所の設備や他人に対する損害賠償  
322 責任に対する民間保険への加入を義務づけるものとする。

323

324 **第4章 知識等習得（母子家庭の母等）コース**

325 **※母子家庭の母等の職業的自立促進の為の支援について**

326 **第1 訓練対象者**

327 就労経験のない又は就労経験が乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び  
328 父子家庭の父並びに自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児  
329 童扶養手当受給者又は生活保護受給者（以下、「母子家庭の母等」という）とする。

330 なお、母子家庭の母、父子家庭の父及び児童扶養手当受給者の範囲は、原則労働施策の総  
331 合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第2条  
332 第2項第8号及び同項第8号の2に規定する者とする。

333

334 **第2 訓練内容**

335 訓練対象者について委託訓練に先立ち、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準  
336 備講習を実施するコース。第2章又は第3章の訓練内容を組み合わせて実施することも可  
337 能である。

338 ●準備講習は次の内容を盛り込むこととする。

339 ① 地域における雇用失業情勢、母子家庭の母等を取り巻く雇用の状況に関する理解促進  
340 に資するもの。

341 ② 企業が求める人材像の理解促進に資するもの。（企業人事担当者によるセミナー等）

342 ③ 自己の職業適性等の理解促進に資するもの。（個別、集団によるキャリア・コンサルテ  
343 ィング等）

344 ④ 職業に必要なビジネスマナーの向上に資するもの。（ビジネスマナー講習等）

345 ⑤ 企業の就業現場の理解促進に資するもの。（事業所見学等）

346 ⑥ 職業能力開発に関する理解促進に資するもの（訓練コース、自立支援教育訓練給付制  
347 度、生業扶助制度等に関する情報提供や、職業能力開発施設等への訪問等）

348

349 ※安全衛生 準備講習付き職業訓練を実施するに当たり、訓練期間中における訓練生  
350 の安全衛生については十分配慮すること。

351

352 **第3 総訓練設定時間及び訓練期間**

353 (1) 総訓練設定時間

354 240時間(1月当たり80時間)を標準とすること。

355 (2) 訓練期間

356 **訓練期間は3カ月とする。**

357 (3) 準備講習について

358 準備講習の期間は、上記(1)、(2)とは別に設定することとする。原則5日間とし  
359 1日の訓練設定時間は5時間を標準とすること。

360

361 第4 委託費等に係る留意事項

362 第1章の委託費に加え、準備講習委託費を加えて算出する。また、第2章又は第3章を  
363 組み合わせることも可能とする。

①準備講習委託費※1	単価 2,000円×受講者数×対象日数(最大5日)
------------	---------------------------

364 ※1 設定日数のうち1日欠席した場合については、設定日数分の準備講習委託費を支払  
365 うこととし、2日以上欠席した場合については、受講した日数分を支払うよう、以下の通  
366 り日割計算をして算出する。

367 準備講習委託費単価 × { (準備講習を受講した日数) ÷ (準備講習の設定日数) }

368 なお、訓練生が中途退校した場合、又は、委託契約を解除した場合は、委託費の額は、  
369 準備講習が行われた日について日割り計算によって得た額とする

370

371 その他委託費の支払いについて、第1章第5を準用することによって得た額とす  
372 るが、下記の記載の通り読み替えて算出する。

373 ・100時間を80時間とする。

374 ・早期終了日がある場合、訓練実施日数のみで判断する

375 イ. 訓練実施日数が16日以上であれば、月額単価。

376 ロ. 訓練実施日数が16日未満であれば、訓練実施日数/訓練すべき日数で日割り計算。

377

378